

令和8年度

償却資産（固定資産税）の申告の手引き

申告書提出期限 令和8年2月2日（月）まで

I 償却資産の申告について

1	償却資産とは	2
2	申告していただく方は	2
3	申告の対象とならない資産	2
4	業種別の該当資産の主なもの	3
5	建物附属設備における家屋との区分	4
6	提出していただく書類	5

II 申告においての留意点

1	課税標準の特例が適用される償却資産	6
2	国税との主な違い	6

III その他

1	実地調査等のお願い	7
2	修正申告のお願い	7
3	小型特殊自動車について	7
4	耐用年数表（抜粋）	8



新潟県村上市
税務課

I 償却資産の申告について

1 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、課税の対象とはなりません。

◇ 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。したがって、公益法人が行う活動も事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舎、寮等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象となります。

2 申告していただく方は

個人や法人で事業を行っている方（工場や商店等を経営されている方、駐車場や住宅・店舗などを貸付けている方など）のうち、その事業に用いることができる土地や家屋以外の事業用資産（これを償却資産といいます）をお持ちの方は地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

また、次のような資産も、課税対象となります。

- ア 簿外資産（償却済資産を含みます）で、事業の用に供することができる資産
- イ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- ウ 福利厚生の用に供するもの
- エ 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- オ 遊休（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産）

◇ 共有で償却資産をお持ちの方は

各々の持分に応じて個別に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告してください。

申告書の所有者欄に（例：村上 太郎 外2名など）と記入していただき、余白又は別紙（様式自由）に全員の氏名と住所を記入し提出してください。

3 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象となないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- イ 無形固定資産（例：特許権、漁業権、ソフトウェアなど）
- ウ 繰延資産
- エ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で税務会計上、固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの、又は必要経費としているもの）
- オ 取得価額が、20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

4 業種別の該当資産の主なもの

事 業 所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、複写機、テレビ、看板、エアコン、舗装路面、その他
小 売 業	ショーウィンドー、陳列ケース、自動販売機、間仕切、冷蔵庫、冷凍庫、看板、ネオンサイン、エアコン、レジスター、舗装路面、その他
喫 茶 ・ 飲 食 店	カウンター、室内装飾品、放送設備、カラオケ機器、ガスレンジ等の厨房設備、レジスター、冷蔵庫、製氷機、テレビ、看板、ネオンサイン、エアコン、舗装路面、その他
工 場 ・ 作 業 所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、門、塀、溶接機、貯水設備、福利厚生設備、大型特殊自動車（0・00～09・000～099・9・90～99・900～999 ナンバー）、看板、その他
建 設 業	大型特殊自動車（0・00～09・000～099・9・90～99・900～999 ナンバー）、ブロックゲージ、トランクショッパー、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、舗装路面、その他
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、サインポール、レジスター、テレビ、看板、ネオンサイン、エアコン、舗装路面、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン、レジスター、看板、その他
病 院 ・ 診 療 所	ベッド、手術台、各種医療機器、給食用厨房、レジスター、看板、エアコン、舗装路面、その他
駐 車 場 業	受変電設備、屋外照明等の電気設備、舗装路面、門、塀、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、レジスター、その他
不 動 産 賃 借 業 ビル・アパート	受変電設備、自家用発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、舗装路面、門、塀、庭園、植込み、看板、広告設備、通信放送機器、中央監視制御装置、集合郵便受、消火器、エアコン、その他
パ チ ン コ 店	パチンコ台、パチスロ台、両替機、玉貸機、精算機、店内放送設備、その他
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、レジスター、駐車場設備、照明設備、その他
農 業	田植機（歩行型）、管理機、乾燥機、その他
漁 業	船舶、G P S、巻上機、魚網、魚群探知機、その他

※ この表には主なものを記載しておりますが、これ以外の資産で該当するものも申告の対象となります。

5 建物附属設備における家屋との区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備などの家屋と一緒にとなって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。このうち、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

【家屋と設備等の所有者が同じ場合】

設備の種類	設備の内訳	償却資産となるもの	家屋に含めるもの
内装・造作	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等		工事一式
電気設備	受変電設備	設備一式	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機設備、無停電電源設備	
	電灯照明設備	屋外の照明設備	屋内の照明設備、配電設備等
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	左記以外の設備
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ	左記以外の設備
給排水設備		屋外設備、引込工事	左記以外の設備
給油設備		湯沸器等の局所式給湯設備（ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備 ユニットバス等用給湯器
ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
換気設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
消火設備		消火器、ホース、ノズル等	消火栓設備、スプリンクラー等設備
運搬設備		工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
その他の設備等		広告塔、ネオンサイン、簡易間仕切、機械式駐車設備（ターンテーブル）、外構工事（門、塀、緑化施設等）	

◆家屋と償却資産の分離課税

建物を借り受けて事業をされている方（テナント）が、自己の費用で内外装や電気・ガスなどの設備工事を行った場合、それらの資産についてはテナントから償却資産として申告していただくことになります。

また、分離課税をされる場合は「分離課税申請書」等の提出が必要となりますので、該当される方は税務課資産税室までご連絡ください。

◆分離課税が適用となる条件

- ①家屋の本体部分の所有者（家主）と内装等の取得者が異なること。なお、内装等の取得者は、貸店舗、貸事務所等における賃借人（テナント）であること。
- ②家屋は事業用資産であること。（住宅、共同住宅は除く）
- ③家主とテナント全員の合意に基づき、関係書類の提出があること。

6 提出していただく書類

(1) 初めて申告・企業電算申告・電子申告をされる方 → 全償却資産を申告してください。

申告対象者	① 令和7年1月2日以降に村上市内で新たに事業を開始された方 ② 今回初めて償却資産申告書が送られてきた方 ③ ①、②以外で、村上市より全資産申告をお願いした方
申告する資産	令和8年1月1日現在、村上市内に所有し、事業の用に供することができる全償却資産
提出する書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書又は償却資産一覧表（全資産用） ③ 個人の方が郵送で提出する場合、個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）と本人確認書類（運転免許証等）の写し ※代理人が提出する場合は代理人の方の本人確認書類の写しや委任状原本も必要です。
その他	<u>償却資産に該当する資産を所有されていない場合も、申告書の「備考欄」にその旨（「該当資産なし」など）を記載のうえ、必ず申告書を提出してください。</u>

※個人の申告であっても、共有名義（「〇〇外×名」など）の場合は書類③は不要です

(2) 前年度に申告をされた方（企業電算申告・電子申告以外） → 資産の増減を申告してください。

申告対象者	前年度（令和7年度）までに申告された方
申告する資産	① 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得又は除却した資産 ② 令和7年1月1日以前に取得又は除却した資産で、申告漏れ等があった資産
提出する書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書又は償却資産一覧表（全資産用） ③ 個人の方が郵送で提出する場合、個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カード等）と本人確認書類（運転免許証等）の写し ※代理人が提出する場合は代理人の方の本人確認書類の写しや委任状原本も必要です。
その他	前年に資産の増減がない場合、当該資産を所有されなくなった場合、廃業・解散などの場合も申告書の「備考欄」にその旨を記載のうえ、必ず申告書を提出してください。

※個人の申告であっても、共有名義（「〇〇外×名」など）の場合は書類③は不要です

(3) 次の書類は、該当する方のみ提出してください。

提出書類	提出部数	備考
課税標準の特例適用申請書	該当資産につき 各 1 部	それぞれに種類別明細書（増加資産・全資産用）の提出が必要です。その他に添付資料が必要となります。

II 申告においての留意点

4 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法（第349条の3、附則第15条、附則第15条の8、附則第15条の9）に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。課税標準の特例は、公共料金の抑制、公害対策の充実等の見地から、電力、鉄軌道、船舶、航空機その他の重要基礎産業や企業合理化設備、各種公害防止施設等について、各種特例措置が設けられています。

該当する償却資産を所有されている方は、「償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書」をご請求のうえ必要事項を記入し、特例内容に係る資料等とともにご提出ください。

- ※ 様式については、村上市ホームページ（<http://www.city.murakami.lg.jp>）からダウンロードできます。
- ※ 令和4年8月に水害により被災し、代替償却資産としてR7.1.2以降に取得された方は、村上市ホームページ「令和4年8月豪雨に係る固定資産税の特例について（償却資産）」を参照してください。

適用される償却資産の例

内航船舶、公共の危害防止施設等、廃棄物再生処理用機械設備、事業用再生可能エネルギー発電設備、先端設備等導入計画の認定を受けた設備など

5 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法	原則定額法（税務署への届出により定率法も可）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
中小企業者等の小額資産損金算入の特例・特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却（所得税・法人税）	認められます（税務署への届出書の写しを添付）	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	1円まで
改良費	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する）	原則区分、一部合算も可

III その他

1 実地調査等のお願い

申告書受付後、申告内容を確認するために村上市では次のような調査を行います。その際、国税申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書（写）、または減価償却費の計算書（写））等の提出をお願いする場合があります。

なお、この実地調査に伴って過年度にさかのぼって税額を更正させていただくことがありますので、あらかじめご承知置きください。

- (1) 資産の所在地における実地調査
- (2) 郵送等による帳簿等（写）の提出依頼
- (3) 事業所における帳簿調査
- (4) 担当税理士・公認会計士事務所における帳簿調査
- (5) 税務署における法人税・所得税申告書調査

2 修正申告のお願い

確定申告後や決算後等、年度途中に償却資産の調整・申告に誤りがあった場合は、直ちに修正申告をお願いします。

3 小型特殊自動車について

道路運送車両法、道路運送車両法施行規則に定められる基準により、小型特殊自動車に該当するものについては、軽自動車税の対象となるため、償却資産の対象とはなりません。基準は以下のとおりです。

区分	小型特殊自動車	
	農耕作業用自動車	農耕用以外
全長	制限なし	4.7m以下
全幅	制限なし	1.7m以下
全高	制限なし	2.8m以下
総排気量	制限なし	
最高速度	時速35km未満	時速15km以下
構造	農業用トラクタ	ショベルローダ
	農業用薬剤散布車	タイヤローラ
	刈取脱穀作業車(コンバイン)	フォークリフト
	田植機(乗用型)	など
	など	

※全長、全幅、全高、最高速度が上記の範囲外であれば、大型特殊自動車に該当し固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

※農作業用トレーラ（マニュアスプレッダ、けん引式ブームスプレーヤ、ロールベーラ等）は令和3年度から、軽自動車税の課税対象になりました。不明な点は税務課へお問合せください。